

平成30年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	111,982
うち社会保障財源化分	45,013

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	87,618	67,562	20,056
	母子福祉事業	4,377	161	4,216
	高齢者福祉事業	2,769	1,515	1,254
	障がい者福祉事業	169,248	42,011	127,237
	小計	264,012	111,249	152,763
社会保険	国民健康保険事業	56,856	28,690	28,166
	介護保険事業	75,631	837	74,794
	後期高齢者医療保険事業	60,805	11,903	48,902
	国民年金事業	59	59	0
	小計	193,351	41,489	151,862
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,146	568	578
	乳幼児医療給付事業	4,177	1,618	2,559
	予防事業	16,025	1,504	14,521
	診療所事業	143,374	6,372	137,002
	小計	164,722	10,062	154,660
合計	622,085	162,800	459,285	
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			45,013	

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税
 法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など